

平成十六年法律第百三十五号

四 一項及び第二十一条において「安定供給確保支援業務」という。)を行うこと。
五 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。
六 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。
七 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
八 第一号、第二号及び第四号から前号までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
二 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
一 健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第十条第二項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。
二 健康増進法第四十三条第三項(同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第四十三条第一項の規定による許可又は同法第六十三条第一項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。
三 健康増進法第六十一条第五項(同法第六十三条第二項及び第六十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。
四 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。
(株式等の取得及び保有)
第十五条の二 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。
(基金の設置等)

第十五条の三 研究所は、厚生労働大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金(次項及び次条において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

3 厚生労働大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十三条第三項又は第十四条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、研究所に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

(区分経理)

第十五条の四 研究所は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第一項第二号及び第三号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二项、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

(試験研究実施者等の納付金)

第十七条 研究所は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第一項第二号の助成金の交付を受けた者であつて、当該助成金に係る希少疾患用医薬品、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用再生医療等製品又は特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品に関する試験研究を行つた者又はその承継人の(以下この条において「試験研究実施者等」と

いう。)から、当該希少疾病用医薬品、希少疾
病用医療機器若しくは希少疾病用再生医療等製
品又は特定用途医薬品、特定用途医療機器若し
くは特定用途再生医療等製品の利用により試験
研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号
に掲げる業務及びこれに附帯する業務に充てる
ための納付金として徴収することができる。
(積立金の処分)

第十八条 研究所は、通則法第三十五条の四第二
項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この
項において「中長期目標の期間」という。)
の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一
項又は第二項の規定による整理を行つた後、同
条第一項の規定による積立金があるときは、そ
の額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認
を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の
中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五
第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の
規定による変更の認可を受けたときは、その変
更後のもの)の定めるところにより、当該次の
中長期目標の期間における第十五条に規定する
業務の財源に充てることができる。
厚生労働大臣は、前項の規定による承認をし
ようとするときは、財務大臣に協議しなければ
ならない。

第三十九条 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相
当する金額から同項の規定による承認を受けた
金額を控除してなお残余があるときは、その残
余の額を国庫に納付しなければならない。
前項に規定するもののほか、前項の納付金の
納付の手続その他之他積立金の処分に関し必要な事
項は、政令で定める。

第四章 雜則

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危
害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
に対処するため必要があると認めるときは、研
究所に対し、第十五条に規定する業務(同条第
一項第一号から第三号までに掲げる業務並びに
同項第一号及び第二号に掲げる業務に附帯する
業務を除く。)のうち必要な調査及び研究又は
試験の実施を求めることができる。

第二十一条 研究所は、厚生労働大臣から前項の規定によ
る求めがあつたときは、正当な理由がない限
り、その求めに応じなければならない。
(主務大臣等)

二 第十五条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び内閣総理大臣

三 第十五条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項について、は、厚生労働大臣

(中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

第二十一条 厚生労働大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標(安定供給確保支援業務に係る部分に限る。)を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

厚生労働大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画(安定供給確保支援業務に係る部分に限る。)の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十二条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、研究所の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

第二十三条 第十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十八条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条、第十三条及び第十六条の規定

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する

第二十九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究所に、第十五条第一号口及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構法附則第十八条第一項から第三項までに掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に對して出資された額（次項の規定により出資されたものとされた額を含み、同項の規定により出資がなかつたものとされた額を除く。）は、その承継に際し政府から研究所に、次条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）に必要な資金に充るべきものとして出資されたものとする。

機構が旧機構法附則第十三条第一項の規定により承継した株式を処分した場合において、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を超えるときはその差額に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところにより、機構に對し政府から出資されたものとし、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を下回るときはその差額に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところにより、機構に對する政府の出資はなかつたものとする。

7 機構は、第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額によりその資本金を減少するものとする。

一 第二項及び第五項の規定により研究所に対して出資されたものとされた額

二 旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に對して出資された額

（承継業務等）

第十二条 研究所は、第十五条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間ににおいて、旧機構法附則第十三条第一項の規定により機構が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から

2 承継した株式であつて、前条第一項の規定により機構から承継したものへの業務を行う。
研究所は、第十五条及び前項に規定する業務のほか、旧機構法附則第二十一条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）第二十七条第二項第三号及び第三項第一号の規定により貸し付けられた資金に係る債権（旧機構法附則第十三条第一項の規定により機構が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から承継したものであつて、前条第一項の規定により機構から承継したものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行

産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

研究所は、前項の規定により承継勘定を廃止したときは、その廃止の際承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。
(特例業務等)

第十四条 研究所は、第十五条に規定する業務及び承継業務のほか、政令で指定する日までの間ににおいて、研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三百三十八号)の施行の際現に行っている同法による改正前の第十五条第一号ロに掲げる業務及びこれに附帯する業務(次項及び次条第一項において「特例業務」という。)を行う。

の他この法律の施行に關し必要な経過措置は政令で定める。

附 則（平成一四年七月三一日法律第九
六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第二条項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定 公布の日
（处分等の効力）

6 定により出資がなかつたものとされた額を除く。)は、その承継に際し政府から研究所に、次条第一項から第三項までに規定する業務(以下「承継業務」という。)に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

機構が旧機構法附則第十三条第一項の規定により承継した株式を処分した場合において、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を超えるときはその差額に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところにより、機構に対し政府から出資されたものとし、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を下回るときはその差額に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところにより、機構に対する政府の出資はなかつたものとす。

3 研究所は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行なうことができる。

4 研究所は、承継業務については、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて経理しなければならない。

5 承継勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

6 第十八条第一項から第三項までの規定は、承継勘定について準用する。この場合において、同条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十五条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは、「附則第十五条に規定する承継業務」と読み替える。

附則第十二条第四項から第八項までの規定は、特例業務について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中、承継勘定」とあるのは、「特例業務勘定」と、同項中「附則第十二条第五項」とあるのは、「附則第十四条第二項において準用する附則第十二条第五項」と、「附則第十二条第五項に規定する承継業務」とあるのは、「附則第十四条第一項に規定する特例業務」と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「附則第十四条第二項」と、「には、第六条第一項中「附則第八条第二項並びに第十一条第二項及び第三項」とあるのは、「附則第八条第二項並びに第十一条第二項、第三項及び第五項」と」とあるのは、「に」と、「第十八条第一項（附則第十二条第六項」とあるのは、「第十八条第一項（附則第十二条第六項）」と、十四条第二項において準用する附則第十二条第六項」と読み替えるものとする。

第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものを除きは、この附則に別段の定めがあるものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なほか、（政令への委任）お従前の例による。

7 機構は、第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額によりその資本金を減少するものとする。

一 第二項及び第五項の規定により研究所に対して出資されたものとされた額

二 旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げるる業務に係る勘定によるに研究費の戻立の日

7 ものとする。
第一項から第三項までの規定により研究所が承継業務を行う場合には、第六条第一項中「附則第八条第二項並びに第十一条第二項及び第三項」とあるのは「附則第八条第二項並びに第十一条第二項、第三項及び第五項」と、第二十四条第二号中「第十八条第一項」とあるのは「第十八条第一項（付則第十二条第二項に於いて準用する）」とする。

第十五条 研究所は、特例業務を終えたときは、特例業務勘定（前条第二項において読み替えて準用する附則第十二条第四項に規定する特例業務勘定をいう。以下この条において同じ。）を廃止するものとし、その廃止の際特例業務勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に内付するものとする。

(承継業務等)
第十二条 研究所は、第十五条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間ににおいて、旧機構法附則第十三条第一項の規定により機構が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から前日までに政府から機構に対して出資された額

十八条第一項（附則第十二条第二項）において適用する場合を含む。」とする。

8 承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条に規定する業務とみなす。

2 国庫に納付するものとする。
研究所は、前項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定を属する資本金の額により資本金を減少するものとする。
(政令への委任)
第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、研究所の設立に伴い必要な経過措置そ

の他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

三 附則 (平成一六年六月二三日法律第一
(施行期日)抄 第三百〇号)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第一百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとさる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

三 附則 (平成一六年六月二三日法律第一
(施行期日)抄 第三百〇号)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

九号) 抄 (平成一八年六月一四日法律第六
(施行期日))

4 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度(同日が三月三十一日である場合の当該事業年度を除く。)は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)第三十六条第一項の規定にかかるはず、国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。)は、同日に終わるものとする。

5 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。)は、同日に終わるものとする。

6 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正後の通則法(以下「新独立行政法人通則法」という。)第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定による評価は研究所が受けるものとし、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は研究所が行つものとし、同条第七項前段の規定による通知及び同条第九項の規定による命令は研究所に対してなされるものとする。

7 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度に係る新独立行政法人通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、研究所が行うものとする。

8 国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度における新独立行政法人通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損益の処理に関する業務は、研究所が行うものとする。

9 前項の規定による処理において、新独立行政法人通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究所が行うものとする。この場合において、附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人医薬基盤研究所(以下「研究所」という。)が承継する。

10 第一条「施行日」という。の前日に国立健康・栄養研究所の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十五号。以下「平成十八年整備法」という。)附則第六十六条号)による改正後の通則法(以下「新独立行政法人通則法」という。)第三十五条の二第一項の規定の適用を受けた者に限る。次項において同じ。)で引き続いて研究所の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二十二条第一項に規定する法律(平成十八年整備法第二号。以下「平成十八年整備法」という。)附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。次項において同じ。)で引き続いて研究所の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二十二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員となつたものとみなされる者を含む。)としての引続きいた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に国立健康・栄養研究所を退職したことをにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

11 施行日の前日に国立健康・栄養研究所の職員として在職する者が、引き続いて研究所の職員となり、かつ、引き続き研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の国立健康・栄養研究所の職員としての在職期間及び研究の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に国立健康・栄養研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付)

三十八号)の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第十五条」と、同条第二項中「あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評議委員会の意見を聴くとともに、財務大臣」とあるのは「財務大臣」とする。

12 第三条 研究所は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に国立健康・栄養研究所の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置

13 「施行日」の前日に国立健康・栄養研究所の職員として在職する者(独立行政法人に

見を聴くとともに、財務大臣」とあるのは「財務大臣」とする。

14 第二条 研究所は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に国立健康・栄養研究所の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置

15 第二条 研究所は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に国立健康・栄養研究所の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置

りでない。を含む。)の支給を受けているときは、この限

(国立健康・栄養研究所の役員又は職員から引き続き研究所の役員又は職員となつた者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)

第四条 施行日の前日に國立健康・栄養研究所の役員又は職員として在職する者（同日において國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する司法第三条第一項の規定により

厚生労働省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち国家公務員共済組合法別表第三に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合（以下この項において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて研究所の役員又は職員（同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役員」）となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において研究所の役員である場合には、同法の規定の適用については、当該役員は、施行日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに厚生労働省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続く当該役員である期間厚生労働省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

前項に規定する研究所の役員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。）が施行日前において引続き研究所の役員となる場合であつて、かつ、当該役員又は職員として在職する者（同日において厚生労働省共済組合の組合員であるものに限る。）が施行日において引続き研究所の役員となる場合であつて、かつ、当該役員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行

| 第五項に加る定正 | 規改第三十三条健康増進法第二十九条(同法第二十九条第五項)を第二項、第三十二条(同法第二十九条第五項)を第三項において準用する場合を含む。)の規定に十二条の三第三項より収去された食品の試験において準用する験を行うこと。 |
|----------|---|
| 行うこと。 | 場合を含む。)の四 食品表示法(平成二十五条法律第七十号)第八条第一項の規定により收去された食品の試験を行ふこと。 |
| 行うこと。 | 收去された食品の試験を行ふこと。 |

第十六條 施行日が食品表示法の施行の日以後である場合には、前条（同法附則第八条の改正規定及び同法附則第十二条の次に一条を加える改正規定に限る。）の規定は適用せず、この法律のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人医薬基盤研究所法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 施行日前にした行為並びに前条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為及び健康増進法(平成十四年法律第百三号)第十条第一項の国民健康・栄養調査に関する事務に従事した国立健康・栄養研究所の職員であった者が施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なほ從前の例による。

第六条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法は、廃止する。
(罰則に関する経過措置)

第五条 厚生労働大臣は、この法律の施行の際現に国立健康・栄養研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるとところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。
(由「厚生労働大臣は、この法律の施行の際現に」)

卷之三

附及
則に「を削り、同条第二号中一項第一号

第二項第十「第十五条第一号ハからトまロを削り、
六らへまで」を「第十五条第一号ロ同号ハを同
の附則第十二条第六項中「第十同号ニから
二条で」を「第十五条第一号ロ同号ハを同
六らへまで」に改める。号ロとし、

規定改正
「第五条第一号ハからトまで」を「までを同
で」に改める。
附則（平成二六年五月三〇日法律第四
九号）少

| (施行期日) | 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。 |
|---|---|
| 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六 七号) 抄 | 第一項の規定 公布の日 |
| (税課の特例) | 第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受けたる名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。 (处分等の効力) |
| 第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。 | (罰則) 第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有すること |

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成三十一年七月二十五日法律第七

(施行期日) 八号) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年二月一四日法律第

(施行期日) 九四号) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一二月四日法律第六三

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月四日法律第六三

(施行期日) の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 第十二条及び第三十九条の規定

公布

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月一八日法律第四三

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定

公布の日